

労政研機発第68号

平成25年8月12日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

独立行政法人労働政策研究・研修機構

理事長 菅野 和夫



政府出資等に係る不要財産の国庫納付の認可申請について

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第46条の2第1項の規定に基づき認可を受けたく、申請いたします。

1. 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

雇用勘定現金及び預金のうち 2,322,000 円

2. 不要財産と認められる理由

不要財産の内容	不要財産と認められる理由
雇用勘定現金及び預金	当該財産は、職員借上宿舍の不動産賃貸借契約に基づく差入敷金のうち、平成24事業年度中に契約を解除したものの返還金であり、機構においては今後使用する見込みがないため。

3. 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

不要財産の内容	取得の日及び申請の日におけるその額
雇用勘定現金及び預金	2,322,000 円

4. 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

不要財産の内容	当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額	会計の区分	出資又は支出の形態
雇用勘定現金及び預金	2,022,000 円	労働保険特別会計 雇用勘定	現物出資
	300,000 円	労働保険特別会計 雇用勘定	運営費 交付金

5. 現物による国庫納付の予定時期

国庫納付に係る認可通知受理後速やかに行う